平成27年度 第1回五島市総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成27年4月27日(月) 午後1時30分~2時36分
- 2 場 所 五島市役所3階第2委員会室
- 3 出席者
 - 【構成員】 野口市長、清水教育長、中﨑教育委員、平松教育委員、吉田教育委員、林田 教育委員
 - 【事務局】 市長公室長、教育委員会総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、教育委員 会総務係長
- 4 傍聴者 なし
- 5 内容
- (1) 開会

【事務局】

皆様、こんにちは。

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただ今より、第1回五 島市総合教育会議を開会させていただきます。

今回が総合教育会議の第1回目の会議となっております。後ほど、構成員の皆様には協議をしていただき、この会議の運営方法等を決めていただく予定となっておりますが、決定するまでは事務局の方で進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきますが、まず、開会にあたりまして、市長の挨拶 をお願いしたいと思います。

(2) 市長挨拶

【野口市長】

皆様、こんにちは。

まず、教育委員の皆様方には、五島市の教育行政を含めまして市政全般に対して、ご支援、ご協力をいただいていることに対しまして御礼を申し上げます。

また、昨年は五島市が誕生して10周年という記念すべき年でございまして、いろんなイベントを開催させていただきました。特に国体を五島で初めて開催させていただきまして、あいにく天候の関係で一部中止になった競技もあったのですが、剣道、トライアスロン、高校軟式野球、そしてグラウンドゴルフを市内各地で開催させていただきました。おかげさまで、特に剣道では4部分門とも完全制覇という形の中で本県の天皇杯獲得に大きな貢献をしたのではないのかなと思っておりますし、軟式野球では本市の奈留高校が小さな島の大きな挑戦ということで、優勝した高校の監督からは本当に冷や汗をかきましたよというぐらい力を発揮していただきました。さて、4月1日から教育委員会制度が大きく変わりまして、皆様も既にご存じのとおりだと思

いますが、従来、教育委員長と教育長が別にいらっしゃって、それぞれのご立場のなかで役割をはたしていただいておりましたが、これが一本化になるということで、私もどうしようかということで清水教育長ともご相談をしたのですが、やはり年度途中で制度が変わるよりは4月1日という節目の時に変わった方が良いだろうということで、新たな制度に基づく新教育長に清水教育長を議会の方にもご相談をして、そして同意をいただいて、4月から五島市においては新教育制度が発足したということになります。そういったなかで、一番の仕事として大綱をつくりなさいということでございまして、これについて皆様方といろいろとお話を聞かせていただきながら、あるいは意見交換しながら良いものをつくっていきたいと思っております。

それから、4月以降入学式、運動会と行事が重なっておりまして、やはり行った先で入学生が2、3人しかいない、あるいは今年はゼロだったという学校がございます。やはり2、3人という学校の入学式は、非常にそれ自体はほほえましくて、在校生も含めて良いお兄ちゃん、家庭的な雰囲気の中で営まれるのだろうという気はしたのですが、やはり子供達をお預かりしている我々としては、はたしてこれで良いのだろうかと、こういう教育環境の中で子供達が将来大きな社会の枠組みに出て行った時に対応力というものが育まれるのだろうかなと、そういったことも実は非常に心配をしております。小規模の小中学校をどうしていくのか、あるいは児童生徒数が少なっていく学校をどうするのかということも、やはり子供の教育、子供を中心にしたところから議論をして地域の方々のご理解をいただきながら、非常につらい仕事ではあるのですが、そういったこともやらなければ、五島から日本へ世界へ羽ばたいていくような子供を育てるという意味では、ほほえましいというだけでは進まないのではないかということも考えております。こういったことも含めまして、皆様方といろいろ意見交換をさせていただきながら議題を検討していただきたいと思います。今日は、その手はじめでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 教育長挨拶

【清水教育長】

ただいま、市長の方からご挨拶がございましたが、第1回目の総合教育会議でありますので、 私の方からも一言挨拶を申し上げたいと思います。

今回、教育委員会制度が約60年ぶりに見直されたわけですけれども、大きなポイントが4点ありまして、その1つが本日の総合教育会議の設置でございます。教育委員の皆様はご承知のとおり、これまでにも教育に関しましては、市長よりいろいろな面でご理解いただきまして教育の充実に努めているところでございます。また、日々の取り組みとか教育活動等に関しましては、五島市は週に1回戦略会議というものを設けておりまして、そのなかで報告しているところでございます。今後、さらに報告・連絡・相談を密にしまして、今まで以上に市長部局との連携を図り教育行政の充実を図っていきたいと思っております。

今回の制度の見直しによりまして、これまで以上にいろいろな相談がしやすくなっていくのではないかと、そういう期待を持っております。教育長としまして、今後も市長のご理解のもと今回の教育委員会制度の見直しを生かしまして、各教育委員のご意見を尊重しながら、将来五島市を託す子供達の健やかな成長のために教育の充実に取り組んでいきたいと思っております。本日

の総合教育会議が記念すべきスタートになるだろうと思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 出席者紹介(自己紹介)

【中﨑教育委員】

改めまして、こんにちは。中崎一之と申します。

小学校の教員を38年やってまいりました。67年の生涯ですけども54年学校の中で生活をしてきたわけでございます。世間一般、学校の常識は世間の非常識という風に揶揄嘲弄されますけれども、できるだけ世間の常識を頭におきながら意見を述べてまいりたいと思います。教育委員2年7か月が過ぎようとしていますが、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田教育委員】

こんにちは、吉田茂樹と申します。

委員拝命1年半になりました。当初から学校教育に直接携わった人間ではありませんで、民間の一員として、社会の一員としてこの場に呼ばれていると思っております。できれば学校と家庭と地域の三位一体で子供達の見守りをしていかなければならないという思いであります。これからも引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【平松教育委員】

こんにちは。教育委員3年目になります。平松恵といいます。よろしくお願いいたします。 私は、高校生と中学生の子供2人を育てながら郵便局に勤めております。家庭教育の重要さと いうのは年々感じて大切だなと思いながら教育委員をやらせていただいております。よろしくお 願いいたします。

【林田教育委員】

こんにちは。林田登志子と申します。

昨年10月に教育委員を拝命いたしました。まだまだ慣れないことで、勉強不足だなと日々感じております。私は現在、保育園の園長をしておりますけれども、ずっと幼児教育に携わってきましたので、その経験を生かしながら五島市の子供達のために微力ながらお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

この会議の事務局といたしまして、私たちが務めることになります。

(事務局 自己紹介)

基本的に、この事務局体制で会議を開催していきますが、協議題の内容によってはオブザーバー的に職員、外部より人が加わっていただく場合もありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日予定されております協議にはいりたいと思います。まず、協議にはいる前に事務局より総合教育会議の趣旨等につきましてご説明をさせていただきます。

(事務局 説明)

ただいま説明がありましたように、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題及び目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくため、この総合教育会議で協議・調整していくことになります。

(5)協議題 「1 五島市総合教育会議運営要綱について」

【事務局】

それでは、協議題にはいりたいと思います。まず、協議題(1)五島市総合教育会議運営要綱についてを協議題にしたいと思います。冒頭にもご説明いたしましたが、今回の会議が第1回目になりますので、会議の運営につきましてルールを定めておく必要がございます。事務局の方で会議運営につきまして案を作成しておりますので、まずは説明させていただきたいと思います。(事務局 説明)

ただいま説明がありました五島市総合教育会議運営要綱につきまして、質疑・意見等があれば お伺いしたと思っております。

【中﨑教育委員】

説明のなかで、今日の総合教育会議の開催にあたり、以前私達が資料をいただいていた会議運営のルール案と内容を変更しているということでしたが、どこが変更されていますか。

【事務局】

以前、説明とお渡ししていた資料から変更しているところにつきましては、表題を「五島市総合教育会議設置要綱」から「五島市総合教育会議運営要綱」に変更しております。また、内容につきましても、以前お渡ししていたルール案は、法律に規定されている内容が大半を占めていましたので、本日説明した会議運営要綱では、法律に規定がある内容については基本的に削除しており、法律に規定のない項目について規定した内容としております。

中﨑委員よろしいでしょうか。

他に何かございませんか。質問もですけども何か他に追加したい内容等があればご意見をいた だきたいと思います。

何もなければ、協議題(1)五島市総合教育会議運営要綱につきましては、このとおり決定してよろしいでしょうか。

【構成員】

「異議なし」の声

【事務局】

ありがとうございます。会議運営要綱の第7条の方で、今後詳細なことが必要になれば、その 都度付け加えたり削除したりできますので、その時にお話しいただければと思います。

それでは、五島市総合教育会議運営要綱につきましては承認いただきましたので、今後この会

議運営要綱に基づきまして会議の開催や運営を行っていきたいと思います。

(5) 協議題 「2 教育に関する大綱の策定方針について」

【事務局】

それでは、協議題(2)教育に関する大綱の策定方針についてを協議題にしたいと思います。 ここから先は、先ほど承認をいただきました会議運営要綱に基づきまして、進行を市長にお願い したいと思います。市長、よろしくお願いいたします。

【野口市長】

はい。それでは、今後会議の進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。この総合教育会議で協議・調整することにつきましては、先ほど事務局からも説明がありましたとおり、1点目が大綱の策定、2点目が教育の条件整備など重点的に講ずべき事項、そして3点目が児童・生徒の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置の3つが法律で規定されております。

まずは、大きなものといたしまして、教育に関する大綱の策定がございますので、大綱の策定 に関する方針について協議したいと思います。

法の規定によりますと、大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画を参考にすることとなっております。すでに市におきましても、教育基本法に基づきまして国及び県の教育振興基本計画を参考としまして、五島市教育振興基本計画を策定しているところであります。また、市の総合計画におきましても、市の将来像を策定し、そのなかで教育に関する基本的な方向性を示しているところでございます。

大綱の策定におきましては、国及び県の教育振興基本計画や市の総合計画との関係や連携が重要になってまいりますので、そのあたりも踏まえて、現在の五島市の計画や教育に関する基本方針等の説明を事務局に求めたいと思いますがよろしいでしょうか。

【事務局】

説明。

【野口市長】

ただいま事務局から説明をいただきましたが何か質問等はございませんでしょうか。

私の方からいいでしょうか。五島市の教育振興基本計画でいうと、いわゆる大綱と呼ばれるものはどこまでが該当してくるのか。施策までいれたところの全体をもって大綱とするのか。それとも基本目標、重点目標ぐらいまでを大綱として定めて、後はそれを推進していくためのものは、別途教育委員会で作成していくことになるのか。要は、大綱というものはどの程度のボリュームがあるものを想定すれば良いのか意見を聞かせください。

【事務局】

事務局としましては、教育振興基本計画でいうところの重点目標、主要施策の教育委員会とし

て具体的に取り組むための大枠的な部分で大綱を策定していければと考えております。大項目だけを大綱として策定していただければと思っております。

【野口市長】

重点目標の部分までということでしょうか。

【中﨑教育委員】

私もイメージがわかないのですが、文科省が示したQ&Aの中に、教育振興基本計画を大綱にかえることができるとあります。そのなかで施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するとあります。その先に、大綱は予算や条例提案等の市長の権限に関わる事項について定めることが方針となると想定していますが、例えば市長の権限に関わらない事項である教科書採択の方針や教職員の人事の基準等についても教育委員会が適切と判断して市長が大綱に記載することも可能であるということが書かれています。

【野口市長】

教科書採択とか教職員の人事異動の基準等については、なまめかしい部分もあります。これはちょっと別においておきまして、要は中﨑委員が言われたように、大綱というのは教育の目標や施策の根本的な方針ですよということで、教育基本法第17条に規定しているのが教育振興基本計画で、基本的な方針を参酌して定めるということなので、目標と根本的な方針、基本計画の中の重点目標というのは五島市の使い方で、国の教育基本計画ではここが基本方針になっているのですか。

【事務局】

基本計画を策定するにあたりまして、基本計画冊子の表紙の裏側に五島市教育方針それから努力目標があります。それ以降に、教育方針や努力目標に掲げる理念などの具体化を図るための計画を記載しています。

【野口市長】

五島市教育振興基本計画の11ページと12ページに記載している内容くらいを大綱と考えて良いのでしょうか。

【事務局】

国の基本計画に示している基本的方向性の項目が4点ほどございます。読み上げてみます。1 つ目が社会を生き抜く力の養成、2つ目が未来への飛躍を実現する人材の養成、3つ目が学びのセーフティネットの構築、4つ目が絆づくりと活力あるコミュニティの形成が国が示している基本的な方向性となっておりますが、そういった国が示した方向性にあわせたところでの整理が必要になってくると思います。

【野口市長】

確認したいのは、大綱のボリュームがどれくらいを想定しているかということです。国の基本的な方針が記載されているところは何ページくらいあるのですか。また、教育の目標というのは何ページくらいあるのですか。

【事務局】

4つの基本方針でいうと $7 \sim 8$ ページくらいです。基本目標でいうと 30 ページ ~ 40 ページ くらいです。

【野口市長】

五島市の教育振興基本計画も国、県の計画を参酌しながら定められていると思いますが、皆様と協議・調整して定める大綱というのは、五島市教育振興基本計画の11ページと12ページに 定めている2、3ページくらいのボリュームで良いということでよろしいですか。

【事務局】

事務局としては、その程度と考えています。

【野口市長】

もう1つよろしいですか。五島市教育振興基本計画の表紙の裏に書いている五島市教育方針と 教育努力目標は、これは誰が、いつ、どこで決めたのですか。

【事務局】

平成16年8月の市町合併をした時に、最初の教育委員会で決定をされています。内容につきましては、合併前のそれぞれの市町に教育方針又は教育努力目標というのがありましたので、教育委員会事務局のなかで検討し、最終的に教育委員会で決定をした経緯がございます。

【野口市長】

それでは、これも10年経っているということですね。

【事務局】

基本的に教育長の交代の時期にあわせて、教育方針、教育努力目標については、協議をして見 直しを図ることは可能であると理解しています。

【野口市長】

位置づけが表紙の裏にあるということは、五島市の基本目標や重点目標、我々が今から大綱として定める項目は、五島市教育基本方針、教育努力目標の下位になるということですか。教育基本方針は憲法みたいなもので、その範囲内で大綱を定めるということでしょうか。または、教育基本方針のところを見直して大綱を策定しても良いということでしょうか。このあたりがよくわからないのですが。

【事務局】

教育方針については、教育委員会の決定事項でありますけども、最終的に五島市の教育に関して取り組んでいくかについては同じことになるかと考えております。教育方針と大綱について、どういった位置づけになるかと事務局でも検討をしたのですが、教育振興基本計画では、重点目標、主要施策、主要施策の展開という項目で細分化をしながら策定しいる形になっています。事務局としては、こういった内容が大綱と共通してくる部分ではないかと考えておりまして、教育振興基本計画を作成するための方針、大項目的な所が大綱という位置づけになってくると考えております。

【野口市長】

この教育方針というのは、小中学校にも飾ってあるのですか。

【清水教育長】

あります。あわせて、県の教育方針も飾っています。

【野口市長】

県にも確認してみてもらえませんか。大綱を策定する際に、現在ある県の教育方針はどうするのかということを。位置づけがどのようになるのかということを整理してもらえますか。現在の教育方針は、清水教育長が就任した時にはすでにあったのですか。そのままですか。

【清水教育長】

ありました。そしてそのままです。

【野口市長】

皆様方から何かご意見はありませんか。

【事務局】

先ほど説明したかもしれませんが、国が示している大綱の定義を読み上げたいと思います。1つ目が、大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。2つ目が、大綱は教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとこととされている。参酌とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。3つ目が、国の第2期教育振興基本計画においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。4つめが、大綱が対象とする期間は4年~5年程度を想定しているものであること。5つ目が、法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については自らの権限と責任において管理し執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属す

る事務を管理し執行する権限を地方公共団体の長に与えたものでないことを確認的に規定した ものであること。この5つを定義として通知があっています。

これからすると、表紙の裏にある教育方針や努力目標が大綱になるかと思っており、教育委員会内でも協議したことではあります。

【野口市長】

事務局の方からは、大綱というのは、五島市教育振興基本計画の表紙の裏にある五島市教育方針、教育努力目標になるかということで、こういうものを大綱ということで示していけば、それ以降の具体的施策等のところは教育委員会が決めていくということになるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【野口市長】

それでは、大綱につきましては教育委員会と十分協議・調整をして私の方で定めていくということになっていますので、当面の27年度をどうするかということについて、私の考えを述べたいと思います。事務局からの説明にもあったとおり、現在策定している五島市教育振興基本計画が平成27年度までの計画となっております。今年度中に平成28年度以降の計画を教育委員会において策定することになりますが、教育委員会制度の趣旨にもなっています教育の継続性、安定性に鑑みまして、27年度の大綱については、現在の五島市教育振興基本計画を大綱に置き換えるものとしたいと思っております。27年度までは、現在の計画を生かすということで考えています。28年度以降については、今年度に策定する新たな五島市教育振興基本計画の基礎にもなってくると思いますので、次の機会に私の考えをお示ししながら協議していきたいと思っております。

4月以降、大綱の策定が制度としてできることになったことで、まだはっきり整理はできていないのですが、現在私が考えていることがありまして、ひとつのキーワードとして聞いていただければと思うのですが、一番大切なのが、「人を思いやり、いじめのない学校」、2点目が「学力、体力の向上」を目指す、3点目が「ふるさとを学び、ふるさとに誇りを持てるような子供を育てる」、4点目が「日本、世界に羽ばたくような人材の育成」をしたい、5点目が「教育環境の整備」ということで、これは先ほども申し上げたのですが、子供を中心にした学校の配置です。あとは、学校教育を支える地域との連携や生涯学習の推進とかを教育環境の整備のなかでは考えています。ある程度のことを網羅する形でないと、その後の施策が並べられないかと思いますので、五島市の実態を見たときに、どういったものを強調していくのか、そういったものを次の総合教育会議までに考えておきたいと思っております。

それでは、次回開催までに教育方針の大項目を考えてきたいと思いますので、その際は教育委員会としての皆様方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(6) その他

【野口市長】

それでは、次にいきたいと思います。次第では「その他」となっていますが、何か他にこの場で協議したいことなどはございますでしょうか。

【清水教育長】

教育委員さん方は、先ほど市長からお話がありましたように大綱についての大項目的なところは、次回開催の案内を通知する時に前もってお知らせしたいと思っておりますので、確認と整理をしていただきたいと思います。

(7) 次回開催について

【野口市長】

それでは、最後になりますが、総合教育会議の次回開催日をある程度決めておきたいと思いま す。大綱の基本方針のこともございますが、いつ頃がよろしいでしょうか。

【事務局】

事務局としては、6月に市議会がありますので、6月市議会前に調整できないかと考えております。

【野口市長】

それでは、6月市議会の前の6月上旬に開催したいと思います。詳細につきましては、皆様方の日程も調整させていただきまして通知を差し上げたいと思っております。よろしいでしょうか。

(8) 閉会

【野口市長】

それでは、以上をもちまして第1回五島市総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れ様でした。